

横浜地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 国家賠償等請求事件
国側当事者・国(東京国税局長ほか)
平成31年4月17日却下・棄却・確定

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁(差押処分関係)	東京国税局徴収職員 東京国税局長
処分行政庁(通知処分関係)	横浜中税務署長
指定代理人	吉留 伸吾
同	山口 圭一
同	井上 卓也
同	円谷 稔
同	上田 孝佳
同	石井 正
同	田崎 尚
同	藤井 学
同	小野寺 博

主 文

- 1 本件訴えのうち、東京国税局徴収職員がした各差押処分及び東京国税局長がした各差押処分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告のその余の各請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求及び被告の答弁

1 原告の請求

- (1) 東京国税局徴収職員が、平成28年12月13日付けで原告に対してした別紙「財産目録」記載1ないし23の各財産の各差押処分及び東京国税局長が、同日付で原告に対してした同目録記載24ないし33の各財産の各差押処分をいずれも取り消す。
- (2) 被告は、原告に対し、244万3571円及びこれに対する平成28年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 横浜中税務署長が、平成29年3月29日付けで原告に対してした原告の平成16年1月1日から同年12月31日まで、平成17年1月1日から同年12月31日まで及び平成1

8年1月1日から同年12月31日までの各事業年度の法人税の各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の各通知処分をいずれも取り消す。

2 被告の答弁

(1) 本件訴えのうち、上記1(1)の各請求に係る訴えをいずれも却下する。

(2) 原告のその余の各請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 原告の地位

原告は、植物繊維を原材料とするスポンジの製造、加工、輸出入及び販売等を目的とする株式会社である。

(2) 更正の請求等

原告は、平成16年から平成18年までの各事業年度の法人税につき、いずれも、法定申告期限内に確定申告を行ったところ、平成29年1月31日、横浜中税務署長に対して、アメリカ合衆国において委託していた水虫薬の治験に係る費用等を支払っていたことが分かる資料を入手したと主張して、上記各事業年度の法人税につき、法人税額等を更正すべき旨の各請求をした。

横浜中税務署長は、上記各請求につき、平成23年法律第114号による改正前の国税通則法23条1項に規定する更正をすべき旨の請求をすることができる期間（法定申告期限から1年以内）を経過した後になされたものであり、同法23条2項各号のいずれかに該当する事由又は理由があるとは認められないことから、更正の請求をすることができる要件を満たしていないとして、更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。

(3) 差押処分等

原告は、平成18年の法人税を滞納し、その後も、国税を滞納していたことから、横浜中税務署長は、順次、督促状によりその納付を督促し、東京国税局長に対し、徴収の引継ぎを行った。

東京国税局徴収職員及び東京国税局長は、平成28年12月13日、原告本社事務所等に臨場し、別紙「財産目録」記載の各財産を差し押さえた。

(4) 原告の本件請求の内容

本件は、原告が上記(3)の各差押処分は原告に対する還付金が存在するにもかかわらず国税通則法57条1項によりこれを滞納国税に充当することなく行われた違法な処分であり、また、当該処分に関して行われた東京国税局徴収職員による原告代表者妻の住居地への臨場は違法であるなどと主張して、行政事件訴訟法3条2項に基づき、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づき、244万3571円及びこれに対する前記(3)の差押日の翌日（平成28年12月14日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、さらに、原告の行った更正の各請求には、平成23年法律第114号による改正前の国税通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」（国税通則法施行令6条1項の「やむを得ない事情」）があるから、上記(2)の各通知処分は違法であると主張して、行政事件訴訟法3条2項に基づき、その取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

本件に係る法令の定めは、別紙「関係法令の定め」のとおりである。

なお、法令の表記に関しては、平成23年法律第114号による改正前の国税通則法（昭和37年法律第66号）を「旧通則法」と、国税通則法を「通則法」と、国税通則法施行令（昭和37年4月2日政令第135号）を「施行令」と、国税徴収法（昭和34年法律第147号）を「徴収法」と、行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）を「行訴法」と、国家賠償法（昭和22年法律第125号）を「国賠法」と、それぞれ略称する。

3 前提事実（争いのない事実及び記録上明らかな事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実。以下の事実を引用する場合、単に「前提事実」といい、前提事実記載（1）の事実を「前提事実（1）」のように表記する。）

（1）原告の地位

原告は、植物繊維を原材料とするスポンジの製造、加工、輸出入及び販売等を目的として平成6年9月●日に設立された株式会社である。（乙27）

（2）更正の請求等

ア 原告は、平成16年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成16年12月期」という。）、平成17年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成17年12月期」という。）及び平成18年1月1日から同年12月31日まで（以下「平成18年12月期」という。）の各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）の法人税につき、いずれも法定申告期限（法人税法75条の2第1項（平成22年法律第6号による改正前のもの）の規定により1か月間延長されたもの）までに横浜中税務署長に確定申告書（以下「本件各確定申告書」という。）を提出して、確定申告（以下「本件各確定申告」という。）を行った。（乙28ないし乙30）

イ 原告は、本件各事業年度の原告の法人税につき、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）において委託していた水虫薬の治験に係る費用等（以下「本件治験等費用」という。）を支払っていたことなどが分かる各資料を新たに入手したとして、本件各事業年度において、本件治験等費用を損金の額に算入すべきであると主張して、平成29年1月31日、横浜中税務署長に対し、法人税額等を更正すべき旨の各請求（以下「本件各更正の請求」という。）を行った。（甲7ないし甲9、甲24、乙35）

ウ 横浜中税務署長は、税務調査をした上で、平成29年3月29日付けで、本件各更正の請求につき、旧通則法23条1項に規定する更正をすべき旨の請求をすることができる期間（法定申告期限から1年以内）を経過した後になされたものであり、また、旧通則法23条2項各号のいずれかに該当する事由又は理由があるとは認められないことから、更正の請求をすることができる要件を満たしていないとして、更正をすべき理由がない旨の各通知処分（以下「本件各通知処分」という。）をし、その旨理由付記して、各通知書を原告に送達した。（甲21ないし甲23、弁論の全趣旨）

エ 原告は、平成29年4月5日、本件各通知処分に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成30年2月23日付けで、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲10、甲24）

（3）差押処分等

ア 原告は、平成18年12月期の法人税中間分及び平成18年12月期の消費税及び地方消費税中間2回分について、その納期限である平成18年8月31日までに完納せず滞納した。

そこで、横浜中税務署長は、平成18年9月27日、原告に対し、通則法37条1項の規定に基づき、督促状によりその納付を督促し、東京国税局長は、平成19年5月24日、当該滞納国税について、通則法43条3項に基づき、横浜中税務署長から徴収の引継ぎを受けた。これ以降に、原告が滞納した国税についても、横浜中税務署長により、順次、別表「滞納国税（平成28年12月12日現在）」に記載のとおり、督促状による納付の督促がされ、東京国税局長に対し、徴収の引継ぎがされた。（甲6、弁論の全趣旨）

平成28年12月12日時点において東京国税局長が引継ぎを受けている原告に係る国税の未納額（以下「本件滞納国税」という。）は、別表「滞納国税（平成28年12月12日現在）」に記載のとおりである。（甲6、乙1（2、3枚目））

イ 東京国税局徴収職員は、前記アの督促のうち最終の督促日である平成28年9月29日から10日を経過した後である平成28年12月13日、原告本社事務所等に臨場し、徴収法47条1項及び62条1項に基づき、別紙「財産目録」記載1及び13の各金銭を差し押さえるとともに、東京国税局徴収職員及び東京国税局長は、同目録記載2ないし12及び14ないし33の各債権を差し押さえ（以下、順次、「本件差押処分1」などといい、本件差押処分1ないし33を併せて「本件各差押処分」という。）、いずれも第三債務者に対し、債権差押通知書を送達した。（乙1ないし乙11、乙52ないし乙71の2）

（4）マンションへの臨場

東京国税局徴収職員は、平成28年12月13日、原告代表者と接触するため、同人の最終住居地である東京都品川区に所在する住宅（以下「本件マンション」という。）に臨場したところ（以下「本件臨場」という。）、在宅していた同人の妻から、インターホンを通して、原告代表者は既に転居しており、同所には、居住していない旨申し立てられたことから、居室内に入ることなく、その場から立ち去った。（乙72、弁論の全趣旨）

（5）差押処分に対する審査請求、本件訴え提起前の差押対象債権の取立て等

ア 原告は、平成28年12月14日、本件各差押処分のうち、本件差押処分1ないし13に不服があるとして、国税不服審判所長に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。（甲4、弁論の全趣旨）

イ 東京国税局長は、徴収法67条1項に基づき、平成28年12月から平成29年2月までの間に、別紙「取立債権目録1」の「取立日」欄記載の各日に、「対象処分」欄記載の各差押処分の第三債務者が、東京国税局歳入歳出外現金出納官吏名義の預金口座に振り込んだ「取立額」欄記載の金員を取り立てた。（乙12、乙13、乙91、乙93、乙96、乙97、乙100、乙101、乙104、乙106、乙108）

なお、本件差押処分2、3、17及び18に係る差押債権の第三債務者は、原告からの請求に対して、請求金額から振込手数料を差し引いた上で、残額を原告の預金口座に振り込むこととしていたことから、同処分に係る取立額は、差押債権額から「振込手数料」欄記載の金額を控除したものとされている。（乙74、乙94）

ウ 東京国税局長は、取り立てた金銭の配当につき、徴収法131条及び132条に基づき、別紙「取立債権目録1」の「配当計算書作成日」欄記載の各日に、「交付期日」欄記載の各日時を換価代金等の交付期日とし、残余金を「一円」とする配当計算書をそれぞれ作成し、原告に対してそれらの謄本を発送した。（乙75、乙76、乙92、乙95、乙98、乙99、乙102、乙103、乙105、乙107、乙109、いずれも枝番号分を含

む。)

エ 国税不服審判所長は、平成29年12月1日付けで、本件審査請求のうち、本件差押処分1ないし3、10及び13に対する審査請求については、対象となる差押処分の効力が消滅しているからその取消しを求める法律上の利益がないとして、いずれも却下し、本件差押処分4ないし9、11及び12に対する審査請求をいずれも棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という。）をした。（甲6）

(6) 本件訴えの提起

原告は、平成30年5月21日、本件訴えを提起した。（記録上明らかな事実）

(7) 本件訴え提起後の差押対象債権の取立て及び差押解除等

ア 東京国税局長は、徴収法67条1項に基づき、別紙「取立債権目録2」の「取立日」欄記載の各日に、「対象処分」欄記載の各差押処分の第三債務者が、東京国税局歳入歳出外現金出納官吏名義の預金口座に振り込んだ「取立額」欄記載の金員を取り立てた。（乙14、乙83、乙86、乙110、乙113、乙115、乙116、乙120、乙122、乙123）

なお、本件差押処分4ないし6、8、9、11、12、24、25及び27に係る差押債権の第三債務者は、原告からの請求に対して、請求金額から振込手数料を差し引いた上で、残額を原告の預金口座に振り込むこととしていたことから、同処分に係る取立額は、差押債権額から「振込手数料」欄記載の金額を控除したものとされている。（乙74、乙84、乙87、乙111、乙117、弁論の全趣旨）

東京国税局長は、取り立てた金銭の配当につき、徴収法131条及び132条に基づき、別紙「取立債権目録2」の「配当計算書作成日」欄記載の各日に、「交付期日」欄記載の各日時を換価代金等の交付期日とし、残余金を「一円」とする配当計算書をそれぞれ作成し、原告に対してそれらの謄本を発送した。（乙78ないし乙82、乙85、乙88、乙112、乙114、乙118、乙119、乙121、乙124、乙125、いずれも枝番号分を含む。）

イ 東京国税局長は、前記(5)イ及び上記アのとおり、本件差押処分2ないし6、8、本件差押処分9のうち、平成28年11月分の家賃の支払請求に係る部分（別紙「財産目録」記載9参照）、本件差押処分10ないし12、14ないし18、20ないし27、29、31及び32について、対象債権の取立てを行い、受領した金員を原告の本件滞納国税に充当した。

ウ 東京国税局長は、本件差押処分7、本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求に係る差押処分、本件差押処分19、28、30及び33について、被差押債権が存在しないことを理由として、平成30年7月3日に本件差押処分7を、同月4日に本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求権に係る差押処分を、平成30年10月19日に本件差押処分19、28、30及び33をいずれも解除した。（乙15、乙16、乙126ないし乙133）

エ 本件口頭弁論は、第4回口頭弁論期日（平成31年1月28日）に終結した。（記録上明らかな事実）

4 争点

（本件各差押処分の取消しの訴え関係）

- (1) 本件各差押処分取消しの訴えの適法性
- (2) 本件各差押処分の適法性
- (国賠法1条1項に基づく損害賠償請求関係)
- (3) 国賠法上の違法性の有無
- (本件各通知処分取消しの訴え関係)
- (4) 本件各通知処分の違法性

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各差押処分取消しの訴えの適法性 (争点 (1))

(被告の主張)

ア 訴えの利益の消滅

処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる(行訴法9条1項)、本件差押処分1及び13は、金銭を対象とするものであるから、差押えの時点で本件滞納国税に充当され、また、本件差押処分2ないし6、8、本件差押処分9のうち平成28年11月分の家賃の支払請求に係る部分、本件差押処分10ないし12、14ないし18、20ないし27、29、31及び32については、いずれも第三債務者から差押えた各債権の取立てを完了しているため、いずれもその目的を完了して各差押えの効力は消滅している。

さらに、本件差押処分7、本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求権に係る部分、本件差押処分19、28、30及び33については、いずれも東京国税庁長により処分が解除されており、その法的効果は消滅している。

したがって、本件各差押処分の法的効果はいずれも消滅しており、原告には、本件各差押処分取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないから、本件各差押処分取消しの訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

イ 審査請求前置の不充足

本件差押処分14ないし33については、審査請求を行っていないから、当該差押処分取消しの訴えは、審査請求前置の要件(通則法115条1項)を満たしていない。

また、審査請求を不適法として却下する旨の判決を経たとしても、審査請求前置の要件を満たすものとはいえないところ、本件差押処分1ないし3、10及び13については、本件判決時まで、いずれもその法的効果が消滅しており、当該各差押処分に係る審査請求は不適法として却下されているから、当該各差押処分取消しの訴えについても、審査請求前置の要件を満たしているものとはいえない。

したがって、本件差押処分1ないし3、10及び13ないし33の取消しの訴えは、審査請求前置の要件を欠くから、不適法である。

(原告の主張)

被告の主張は争う。

被告が本件訴え提起後に本件各差押処分の一部を解除し、本件各差押処分の一部について、対象債権の取立てをしたことは、原告の裁判を受ける権利を侵害するものであり違法である。

- (2) 本件各差押処分の適法性 (争点 (2))

(被告の主張)

本件各差押処分は、原告が本件滞納国税を納付しなかったことから、督促状により納付の督促をした上で、徴収法47条1項に基づき行われたものであり、適法である。

(原告の主張)

ア 原告は、米国法人をパートナーとして共同設立したジョイントベンチャーの資産を平成18年に譲渡したとして、米国において94万9676米ドルの課税を受けたが、原告が上記ジョイントベンチャーの資産を譲渡した事実はないから、当該税は納税義務がないにもかかわらずされたものである。

したがって、国税庁相互協議室は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（以下「日米租税条約」という。）25条に基づく相互協議を行い、当該課税金相当額につき返還をするよう米国に求めるべきであり、上記米国における課税に係る還付金を通則法57条1項に基づいて、本件滞納国税に充当することなくされた本件各差押処分は、違法である。

イ 東京国税局職員は、本件各差押処分に関し、本件マンションに臨場しているところ、その際、マンションの管理者の許可を得ずに、エントランスからマンションの共有部分に立ち入り、原告代表者妻の居室の前で、大声で「国税局の者だ、ドアを開けろ」などと叫び団地住民の静穏を著しく害したのであるから、当該立ち入りは建造物侵入（刑法130条）に当たる違法なものであり、本件各差押処分は、その手続に瑕疵があり、違法である。

(3) 国賠法上の違法性の有無（争点（3））

(原告の主張)

本件各差押処分は、前記（2）「原告の主張」ア及びイのとおり、通則法57条1項に反するものであり、また、本件臨場は、刑法130条に反するものであるから、本件各差押処分は、国賠法上違法である。

そして、本件各差押処分は、刑法193条（公務員職権濫用）、徴収法48条、49条並びに76条（給与の差押禁止）、民事執行法131条（差押禁止動産）3号（金銭）及び民法416条2項にも違反するものであり、国賠法上違法である。

(被告の主張)

ア 原告は、原告には、米国に還付金が存在するにもかかわらず、これを本件滞納国税に充当しないでされた本件各差押処分は違法である旨主張する。

しかし、原告の主張する還付金に係る相互協議は終了しており、そもそも原告において通則法57条1項における還付金等があるものとは認められない。また、仮に、原告が主張する米国における源泉税の還付金が存在したとしても、それは米国における税金の還付金であり、通則法上の国税には、該当しないから、通則法57条1項に規定する充当しなければならない還付金等に該当しない。したがって、本件各差押処分は通則法57条1項に違反するものではない。

イ 本件臨場は、臨場徴収職員らが、原告代表者に対して原告の財産状況、事業状態及び納付意思等を確認する必要性から、徴収法141条に基づく質問及び検査を行う目的で行ったものであり、臨場徴収職員らが本件マンションの共用部分に立ち入ったことには、刑法130条に規定する正当な理由がある。そして、徴収職員らは、原告代表者妻から玄関前のインターホンを介して原告代表者の不在を確認すると、居室内には、立ち入ることなく

その場から立ち去ったのであり、その行為態様は何ら違法と評価されるようなものではない。

ウ 本件各差押処分は、超過差押えや無益な差押えには当たらず、また、本件差押処分の対象財産は、金銭ないしは原告が取引先に対して有する債権であって、これにつき権利を有する第三者もいないから、本件各差押処分に、刑法193条、徴収法48条、49条、76条各号、民事執行法131条3号及び民法416条2項に違反する違法はなく、原告の主張は、前提を欠き、理由がない。

(4) 本件各通知処分の違法性 (争点 (4))

(原告の主張)

施行令6条1項は、旧通則法23条2項3号に規定する政令で定める「やむを得ない理由」として、「帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかった場合において、その後、当該事情が消滅したこと」を規定している(同項3号)。

原告は、本件治験等費用を、預け金(資産)として計上していたものであるが、原告の監査を担当した監査法人(以下「本件監査法人」という。)が、平成18年8月から同年12月の間に、水虫の治験に関わる原告の帳簿、帳票、契約書等を無断で持ち出したなどと主張して、本件監査法人を被告として横浜地方裁判所に民事訴訟を提起したが(同裁判所平成●●年(〇〇)第●●号。以下「別件訴訟」という。)、平成22年2月26日、敗訴判決を受けた。

原告は、別件訴訟に係る判決当時、米国に滞在しており、平成22年4月30日から米国において、622日間投獄され、刑務所を出所した後も、強制退去命令が付されていたため、米国内での帳簿類等の収集作業は不可能であった。

したがって、本件治験等費用に関する帳票類等の収集作業ができない状態が続いていたが、平成28年12月15日になって米国子会社の会計事務を担当していた会計事務所において、本件治験等費用に関する小切手が発見されたことから、原告は、本件各更正の請求を行ったのであって、原告には、施行令6条1項の「やむを得ない事情」及び旧通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」があるので、本件通知処分は、違法である。

(被告の主張)

ア 施行令6条1項3号に規定する「帳簿書類の押収その他やむを得ない事情」とは、法定申告期限内において、帳簿書類等の押収、又はこれに類するような事情、すなわち、少なくとも納税申告書を提出した者の責めに帰すべきでない事情により、その手元に課税標準等や税額等の計算の根拠となるべき帳簿書類等が存在せず、そのため、上記時点において、上記計算をすることができない場合を指すものと解するのが相当である。

イ そして、本件各確定申告書には、貸借対照表及び損益計算書等が添付されており、本件各確定申告は、これらの添付書類等に基づき税額等の計算を行ってなされたものであることなどからすれば、本件各確定申告書を作成した当時、原告の手元に課税標準等や税額等の計算の根拠となるべき帳簿書類等が存在せず、そのため、法定申告期限内において、当該計算ができない場合、すなわち、施行令6条1項3号に規定する「やむを得ない事情」が原告にあったとはいえない。

ウ 原告は、原告の監査を担当した本件監査法人が、治験に関わる原告の帳簿、帳票及び契約書等が無断で持ち出した旨主張するが、別件訴訟に係る判決で、当該持ち出しの事実は認められておらず、原告の上記主張には、理由がない。

また、原告は、別件訴訟に係る判決当時、米国に滞在しており、平成22年4月30日から米国において、622日間投獄され、刑務所を出所した後も、強制退去命令が付されていたため、米国内での帳簿類等の収集作業は不可能であった旨主張するが、これらの事実はいずれも本件各確定申告の法定申告期限から3年以上も経過した後の事実関係を述べるものにすぎず、本件各確定申告書を作成した時点で原告に帳簿書類その他の記録に基づいて課税標準等又は税額等の計算ができなかった事情を明らかにするものではない。

エ したがって、原告には、旧通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」があるとはいえないので、本件通知処分は、適法である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記第2の3の前提事実のほか、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（証拠等は、認定事実ごとに掲記する。以下の事実を引用する場合、単に「認定事実」といい、認定事実記載（1）の事実を「認定事実（1）」のように表記する。）。

（1）更正の請求等

ア 本件各確定申告から、本件各通知処分に係る審査請求に至るまでの経緯は、別表1-1ないし1-3記載のとおりである。（甲4、甲6ないし甲10、甲21ないし甲24、乙28ないし乙30、弁論の全趣旨）

イ 原告は、本件各事業年度の法人税につき、いずれも税理士乙により、別表1-1ないし1-3の年月日欄記載の年月日に、本件各確定申告書を提出して本件各確定申告を行った。本件各確定申告における「所得金額又は欠損金額」、「納付すべき法人税額」及び「翌期へ繰り越す欠損金額」は、それぞれ、別表1-1ないし1-3の所得金額欄、法人税額欄及び翌期へ繰り越す欠損金額記載のとおり（所得金額欄の△は欠損金額であることを表す。）である。（乙28ないし乙30）

ウ 原告は、平成29年1月31日、横浜中税務署長に対し、本件各事業年度の原告の法人税につき、本件各更正の請求を行った。本件各更正の請求は、本件治験等費用を本件各事業年度の損金の額に算入し、「所得金額又は欠損金額」、「納付すべき法人税額」及び「翌期へ繰り越す欠損金額」を別表1-1ないし1-3の所得金額欄、法人税額欄及び翌期へ繰り越す欠損金額記載のとおり更正すべきとするものであった。（甲7ないし甲9、甲24、乙35）

（2）差押処分等

原告の本件滞納国税につき、別表「滞納国税（平成28年12月12日現在）」に記載のとおり、督促状により納付の督促が行われ、督促から10日を経過した後に、東京国税局徴収職員又は東京国税局長は、原告が有する金銭（本件差押処分1及び本件差押処分13に係るもの）及び取引先に対する債権を対象として、平成28年12月13日以降、順次、本件各差押処分をした。債権を対象とする各差押処分については、いずれも第三債務者に対して債権差押通知書が送達された。（前提事実（3）ア及びイ）

（3）本件各確定申告に係る添付書類等

ア 前記（１）アの本件各確定申告に係る本件各申告書には、貸借対照表及び損益計算書等がまとめられた報告書（乙２０、乙３１、乙３３）及び附属明細書（乙２１、乙３２、乙３４）が添付されていた。

イ 平成１６年１２月期の原告の損益計算書には、「当期純損失」が２９１７万０２４６円である旨記載されているところ（乙３１〔７頁〕）、平成１６年１２月期法人税確定申告書中の別表四（所得の金額の計算に関する明細書）の「当該利益又は当期欠損の額」欄には、２９１７万０２４６円の当期欠損である旨記載されている。（乙３０〔２枚目〕）

そして、原告は、上記２９１７万０２４６円を基礎に法人税法所定の加算及び減算を行って、平成１６年１２月期の欠損金額８６４万５６０２円を算出している。（乙３０〔２枚目〕）

ウ 本件各確定申告書には、いずれも原告の二人の監査役による各監査報告書が添付されているところ、同監査報告書には、「会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。」と記載されている。（乙２０、乙３１、乙３３）

（４）本件監査法人に対する民事訴訟

原告は、平成２１年１月頃、監査契約を締結していた本件監査法人が監査業務を履行せず、また、原告の所有する監査関係資料を違法に持ち出したなどと主張して、横浜地方裁判所に、本件監査法人を被告として、損害金の支払を求める訴訟（同裁判所平成●●年（○○）第●●号。別件訴訟）を提起した。（甲２９の１）

横浜地方裁判所は、平成２２年２月２６日、別件訴訟について、本件監査法人が監査業務から撤退するに当たって原告の事務所から引き上げたのは、本件監査法人が所有権を有する監査調書であると認められ、原告の所有する監査関係資料が本件監査法人によって持ち出されたことを認めるに足りる証拠はないなどと説示して、原告の請求を棄却する旨の判決をした。（甲２９の２〔上記説示部分は６頁〕）

（５）日米相互協議

ア 原告は、平成２６年１月２８日、原告が米国において課税されたとする９４万９６７６米ドルの還付を求め、日米租税条約２５条に基づき、国税庁長官に対し、相互協議の申立て（以下「本件相互協議」という。）をした。（甲１、甲２）

イ 国税庁長官は、平成２８年６月２日付けで、本件相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められたとして、原告に対し、本件相互協議を終了した旨の通知をした。（乙５１）

（６）本件マンションへの本件臨場

ア 東京国税局職員の３名の徴収職員らは、平成２８年１２月１３日、原告代表者と接触するために、原告代表者の最終住居地であった本件マンションに臨場（本件臨場）した。（前提事実（４）、乙１３４）

イ 本件マンション１階の正面玄関は、オートロック式であったが、臨場の際は、通学・通勤時間帯であったため人通りが多く、頻繁に開閉しており、徴収職員らは、平成２８年１２月１３日午前８時２７分頃、開いた正面玄関から本件マンション内に立入り、２３階の原告代表者妻の居住する居室（２３０６号室）前まで向かった。その際、徴収職員らは、本件マンションの共用部分に立ち入ることについて、原告代表者妻の許可を得ていなかった。

た。(乙134、弁論の全趣旨)

徴収職員らのうちの1人が、同日8時30分頃、2306号室玄関口のインターホンを押したところ、原告代表者妻が応答し、原告代表者は米国に行っており不在である旨答えた。これに対し、上記徴収職員が、身分証明書を提示して話したいのでドアを開けてもらえないか尋ねたところ、原告代表者妻は、来客中なので帰ってほしい旨答えインターホンを切った。(乙134)

ウ 徴収職員らは、インターホンが切れた後、本件マンション1階に降り、原告代表者の在宅又は帰宅の可能性を想定して、本件マンション1階の正面玄関前ロビーで待機していたが、平成28年12月13日午前10時頃、待機を終了し、本件マンションを後にした。(乙134)

上記の調査の過程で、徴収職員らが、本件マンションの住居の平穩を害するような態様で調査をした事実は見当たらない。(弁論の全趣旨)

(7) 原告の有する金銭及び債権の差押え、債権の取立て・充当、差押解除

本件口頭弁論が終結した平成31年1月28日までに、前記(2)のとおり、東京国税局徴収職員は、原告が有する金銭を差し押さえ(本件差押処分1及び本件差押処分13)、また、東京国税局長は、本件差押処分2ないし6、8、本件差押処分9のうち、平成28年11月分の家賃の支払請求に係る部分、本件差押処分10ないし12、14ないし18、20ないし27、29、31及び32について、対象債権の取立てを行い、受領した金員を原告の本件滞納国税に充当し、そして、本件差押処分7、本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求に係る差押処分、本件差押処分19、28、30及び33について、被差押債権が存在しないことを理由として、平成30年7月3日に本件差押処分7を、同月4日に本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求権に係る差押処分を、平成30年10月19日に本件差押処分19、28、30及び33をいずれも解除した。(認定事実(2)、前提事実(7)イないしエ)

2 本件各差押処分の取消しの訴えの適法性(争点(1))について

被告は、本件各差押処分の法的効果はいずれも消滅しており、原告には、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないから、本件各差押処分の取消しの訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である旨主張するから、以下、この点について、判断する。

(1) そもそも、処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(処分の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる(行訴法9条1項)ところ、徴収法は、徴収職員が金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなし(56条3項)、差し押さえた金銭は換価を要せず、差押えに係る国税に充当されることからすれば(89条1項、129条2項)、徴収職員が滞納処分として金銭の差押えをした場合には、金銭差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅し、当該金銭差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益も失われるものと解される。

また、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ、その送達時に差押えの効力が生じると、徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ、差し押さえた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から

差押えに係る税金を徴収したものとみなされることからすれば（徴収法62条1項、3項、67条1項、3項）、債権差押処分は、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達して法的効果が消滅し、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益も失われるものと解される。

(2) これを本件についてみると、認定事実(2)及び(7)によれば、本件差押処分1及び本件差押処分13は金銭を対象とする差押処分であるところ、差押金銭は差押時に原告の本件滞納国税に充当され、その法的効果が消滅したものと認められる。

また、認定事実(7)によれば、東京国税局長は、本件差押処分2ないし6、8、本件差押処分9のうち平成28年11月分の家賃の支払請求に係る部分、本件差押処分10ないし12、14ないし18、20ないし27、29、31及び32について、対象債権の取立てを行い、受領した金員を原告の本件滞納国税に充当したものと認められるから、当該差押処分は、上記取立てにより、その目的を達して法的効果が消滅したものと認められる。

さらに、認定事実(7)によれば、東京国税局長は、本件差押処分7、本件差押処分9のうち平成28年12月分以降の家賃の支払請求に係る差押処分、本件差押処分19、28、30及び33については、被差押債権が存在しないことを理由として差押処分をいずれも解除したことが認められるから、当該差押処分の法的効果が消滅したものと認められる。

以上のとおり、本件口頭弁論が終結した平成31年1月28日までに、本件各差押処分の法的効果はすべて消滅したものと認められる。

(3) 原告の主張に対する検討

この点、原告は、被告が本件訴え提起後に本件各差押処分の一部を解除し、本件各差押処分の一部について、対象債権の取立てをしたことは、原告の裁判を受ける権利を侵害するものであり違法である旨主張する。

しかし、認定事実(7)によれば、差押が解除された差押命令については、被差押債権が存在しなかったものと認められるから、その解除の判断に、徴収法79条に違反する誤りがあるとはいえず、また、徴収法67条1項によれば、徴収職員は、差押命令に係る第三債務者から取立てをすることができるのであるから、本件各差押処分の一部につき、対象債権の取立てがされたとしても、そのことに違法な点はないから、本件訴え提起後になされた、被告の上記各措置は、原告の裁判を受ける権利を侵害するものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

(4) よって、本件各差押処分については、本件の口頭弁論終結時（平成31年1月28日）までにいずれもその法的効果が消滅しているのであって、その取消しを求める法律上の利益は失われたものというべきであるから、本件各差押処分の取消しの訴えは、審査請求前置の不充足の点について判断するまでもなく、不適法であって、却下を免れない。

3 国賠法上の違法性の有無（争点(3)）について

原告は、本件各差押処分及び本件マンションへの本件臨場は、国賠法上違法である旨主張するから、以下、この点について、判断する。

(1) 本件各差押処分について

認定事実(2)によれば、本件各差押処分は、原告が国税を滞納していたことから、督促状により納付の督促を行った上で、督促から10日を経過した後に、原告が有する金銭及び取引先に対する債権を対象として行われたものであり、債権を対象とする各差押処分につい

ては、いずれも第三債務者に対して債権差押通知書が送達されているものと認められるから、本件各差押処分は徴収法47条及び62条1項の規定にしたがって行われたものと認められ、このほか本件各差押処分につき、国賠法上違法となる手続上の瑕疵はうかがわれない。

(2) 本件マンションへの本件臨場について

本件臨場は、徴収法141条に基づくものであると解されるところ、本件臨場のような税務調査が違法であることを理由として滞納処分が違法となるのは、税務調査が処分の調査手段としての性質を有することに照らすと、財産調査のための必要な調査を全く欠いていると同視し得る程度の重大な違法が当該調査に存する場合に限られるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、認定事実(6)によれば、①徴収職員らは原告代表者と接触するために、原告代表者の最終住居地であった本件マンションに臨場したこと、②徴収職員らは、本件マンション1階にあるオートロック式の正面玄関から、本件マンションの共用部分に立入り、原告代表者妻の居住する居室前まで行ったこと、③同居室前において、インターホン越しに原告代表者妻に対し、原告代表者の在宅状況の確認等をしたものの、原告代表者が不在であったため、居室内に入ることなくインターホンによる会話を終了したこと、④徴収職員らは、インターホンが切れた後、本件マンション1階の正面玄関前ロビーに移動し、1時間半程度待機した後、本件マンションを後にしたこと、⑤その調査の過程で、徴収職員らが、本件マンションの住居の平穏を害するような態様で調査をした事実は見当たらないこと、以上の事実が認められる。

したがって、上記の事実に照らせば、本件臨場は、原告代表者に対して原告の財産状況、事業状態及び納付意思等を確認する必要性から行われたものであって、相当性を逸脱した調査であるとは認められず、その手続に重大な違法は認められず、かえって、本件臨場は、適法な調査手続であったと認められる。

(3) 原告の主張に対する検討

ア この点、原告は、米国において課税を受けた94万9676米ドルに係る還付金を通則法57条1項に基づいて、本件滞納国税に充当することなくされた本件各差押処分は違法である旨主張する。

しかし、通則法56条1項及び57条1項は、各税法に規定する還付金又は国税に係る過誤納金について、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税に充当する旨を定めたものであるから、仮に、原告が米国において受けた課税につき、同国において還付金を受けることができたとしても、通則法57条1項において充当すべき「還付金等」に当たるものとはいえないから、原告の上記主張は、主張自体失当である。

今暫くこの点を措くとしても、認定事実(5)によれば、原告は、上記米国における課税に関し、日米租税条約に基づき、国税庁長官に対して相互協議の申立てをしたものの、本件相互協議は、平成28年6月2日に、協議を帰属しても適切な解決に至ることができないと認められたとして終了したものと認められるのであって、原告が米国において受けたとする課税について還付金が存在すると認めることはできない。

イ また、原告は、本件各差押処分が、刑法193条、徴収法48条、49条並びに76条、民事執行法131条3号及び民法416条2項にも違反することから国賠法上も違法である旨主張する。

しかし、本件各差押処分は、原告の本件滞納国税について、徴収法の規定に基づき行われたものであるから、刑法193条に違反するものとはいえず、また、本件滞納国税の額及び本件各差押処分の対象に照らせば、徴収法48条、49条並びに76条ないしその趣旨に反するものともいえない（原告が主張する民事執行法131条3号及び民法416条2項は、本件各差押処分の効力に直接関係する規定ではない。）。

ウ さらに、原告は、徴収職員らは本件臨場の際、許可を得ずに本件マンションの共用部分に立入ったものであり、当該立入りは建造物侵入（刑法130条）に当たるから、国賠法上違法である旨主張する。

しかし、前記（2）のとおり、本件臨場は、原告代表者に対して原告の財産状況、事業状態及び納付意思等を確認する必要性から行われたものであり、相当性を逸脱した調査であるとも認められないのであるから、たとえ、徴収職員らが本件マンションの共用部分に立ち入ったことについて、原告代表者妻及び上記共用部分の管理者の明示の許可を得ていなかったとしても、本件臨場が違法であるとはいえない。

なお、原告は、徴収職員らは、原告代表者妻の居室の前で大声を出し、団地住民の静穏を著しく害した旨主張するが、仮に、徴収職員らが大きな声で自らの身分を明かして原告代表者妻とインターホン越しに会話したとしても、そのことは、徴収職員らの職務上必要なことであるから、原告代表者妻を含む周囲の住民も受忍すべき範囲内のものであって、そのことが徴収職員らの行為の違法性を基礎付けるものとはいえず、また、上記のとおり、本件臨場に相当性を逸脱した点があるとは認められない。

したがって、この点に関する原告の上記主張は、いずれも採用することができない。

（4）よって、本件各差押処分及び本件臨場に関し、国賠法上違法な点があったと認めることはできない。

4 本件各通知処分の違法性（争点（4））について

原告は、本件各通知処分は、本件各請求は旧通則法23条1項に規定する更正をすべき旨の請求をすることができる期間を経過した後になされたものであるが、施行令6条1項の「やむを得ない事情」及び旧通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」があるので、違法な処分である旨主張するから、以下、この点について、判断する。

（1）そもそも、更正の請求を規定した旧通則法23条1項の趣旨は、納税者が法定の申告期限内に適正な納税申告をすることを期待しつつも、自らの申告により確定させた税額が過大であることなどを法定申告期限後に気付いた場合には、1年の期限に限り、課税庁に対し、減額更正処分の発動を促す手段を認めることとして、納税者の権利救済を図っているものであり、また、同条2項の趣旨は、納税申告書提出当時には、予知し得なかった事態その他やむを得ない事由がその後生じたことにより、遡って税額の減額等をなすべきこととなった場合には、1年経過後であっても、その減額事由が発生してから2か月内に限り、納税者からその是正を請求できる方法を認めたものである。そして、旧通則法23条2項3号は、その他当該国税の法定申告期限後に生じた前2号に類する政令で定める「やむを得ない理由」があるときは更正の請求をすることができるとし、これを受けて、施行令6条1項3号は、帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかった場合において、その後、当該事情が消滅したと規定していることからすれば、同号

にいう「帳簿書類の押収その他やむを得ない事情」とは、法定申告期限内において、帳簿書類等の押収、又はこれに類するような事情、すなわち、少なくとも納税申告書を提出した者の責に帰すべきでない事情により、その手元に課税標準等や税額等の計算の根拠となるべき帳簿書類等が存在せず、そのため、上記時点において、上記計算をすることができない場合を指すものと解するのが相当である。

- (2) これを本件についてみると、認定事実(3)によれば、①原告は本件各確定申告の際、貸借対照表及び損益計算書といった財務諸表並びに附属明細書又は勘定科目残高明細書を確定申告書に添付していること(認定事実(3)ア)、②本件各事業年度の各損益計算書の「当期純利益」欄又は「当期純損失」欄の金額と本件各確定申告書の「当期利益又は当期欠損の額」欄が一致していること(認定事実(3)イ)、③原告の二人の監査役は、原告の会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致している旨表明していること(認定事実(3)ウ)が認められる。

以上の事実に照らせば、原告は、本件各確定申告の際、本件附属資料等や当該附属資料の作成に当たり必要となる計算書類に基づき、法人税額等の計算を行って確定申告書を作成したものであるべきであって、他に原告に帳簿書類その他の記録に基づいて法人税の課税標準又は税額等を計算することができない特段の事情が見当たらない本件においては、本件各確定申告の際に、原告において、施行令6条1項3号に規定する「帳簿書類の押収その他やむを得ない事情」があるものと認めることはできず、旧通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」があるとは認められない。

(3) 原告の主張に対する検討

この点、原告は、本件監査法人が、水虫の治験に関わる原告の帳簿、帳票、契約書等を無断で持ち出し、民事訴訟(別件訴訟)を提起したが敗訴したことなどから、原告には、施行令6条1項3号に規定する「やむを得ない事情」があった旨主張する。

しかし、認定事実(4)によれば、別件訴訟において、本件監査法人が、監査業務から撤退するに当たって原告の事務所から引き上げたのは、本件監査法人が所有権を有する監査調書であると認められ、原告の所有する監査関係資料が本件監査法人によって持ち出されたことを認めるに足りる証拠はないなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決がされていることが認められ、本件全証拠によっても、本件監査法人が原告の有する計算書類等の帳票類を持ち出した事実は認められないから、原告の上記主張は、採用することができない。

また、原告は、上記の別件訴訟に係る判決言渡し後の米国における事情などをあげて、原告には、施行令6条1項3号に規定する「やむを得ない事情」があった旨主張するが、原告の主張する事情を斟酌しても、本件各確定申告の際、原告において、課税標準等や税額等の計算の根拠となるべき帳簿書類等が存在しなかったとはいえないのであるから、原告の上記主張は、採用することができない。

- (4) したがって、本件各請求は、法定申告期限から1年以上経過した後にされたものであり、原告に施行令6条1項3号に規定する「やむを得ない事情」があったものとはいえず、本件各更正の請求は、旧通則法23条2項3号の「やむを得ない理由」があるとは認められず、本件各更正の請求を認めなかった本件各通知処分が違法であるとはいえない。

5 結論

よって、本件訴えのうち、東京国税局徴収職員がした各差押処分及び東京国税局長がした各

差押処分取消を求める部分は、いずれも不適法であるから、これらを却下し、その余の原告の各請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部

裁判長裁判官 河村 浩

裁判官 三村 義幸

裁判官松野豊は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 河村 浩

別紙「財産目録」 省略

別表「滞納国税（平成28年12月12日現在） 省略

別紙「取立債権目録1」 省略

別紙「取立債権目録2」 省略

(別紙)

関係法令の定め

1 旧通則法

23条（更正の請求）

1項 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から一年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（括弧内省略）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（括弧内省略）が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（括弧内省略）に純損失等の金額の記載がなかったとき。

三 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（括弧内省略）が過少であるとき、又は当該申告書（括弧内省略）に還付金の額に相当する税額の記載がなかったとき。

2項 納税額申告書を提出した者又は第25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号の一に該当する場合（括弧内省略）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

一 省略

二 省略

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。 当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

3項ないし7項 省略

2 通則法

(1) 37条（督促）

1項 納税者がその国税を第35条（申告納税方式による国税の納付）又は前条第2項の納期限（括弧内省略）までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

2項及び3項 省略

(2) 43条（国税の徴収の所轄庁）

1項及び2項 省略

3項 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎをすることができる。

4項及び5項 省略

(3) 56条（還付）

1項 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

2項 省略

(4) 57条 (充当)

1項 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなっている国税（括弧内省略）があるときは、前条第1項の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうち延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

2項及び3項 省略

3 施行令

6条 (更正の請求)

1項 法第23条第2項第3号（更正の請求）に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一及び二 省略

三 帳簿書類の押収その他やむを得ない事情により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他の記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することができなかつた場合において、その後、当該事情が消滅したこと。

四及び五 省略

2項 省略

4 徴収法

(1) 47条 (差押の要件)

1項 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

二 省略

2項 省略

(2) 48条 (超過差押及び無益な差押の禁止)

1項 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない。

2項 差し押さえることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の金額の合計額を超える見込みがないときは、その財産は、差し押さえることができない。

(3) 49条 (差押財産の選択に当たっての第三者の権利の尊重)

徴収職員は、滞納者（括弧内省略）の財産を差し押さえるに当たっては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

(4) 56条 (差押の手續及び効力発生時期等)

1項 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う。

2項 前項の差押の効力は、聴取職員がその財産を占有した時に生ずる。

3項 徴収職員が金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(5) 62条（差押えの手続及び効力発生時期）

- 1項 債権（括弧内省略）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。
- 2項 省略
- 3項 第1項の差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。
- 4項 省略

(6) 67条（差し押さえた債権の取立）

- 1項 徴収職員は、差し押さえた債権の取立をすることができる。
- 2項 省略
- 3項 徴収職員が第1項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。
- 4項 省略

(7) 79条（差押えの解除の要件）

- 1項 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。
 - 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
 - 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき。
- 2項 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。
 - 一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。
 - 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。
 - 三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかった場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

(8) 89条（換価する財産の範囲等）

- 1項 差押財産（金銭、債権及び第57条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第4項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。
- 2項及び3項 省略

(9) 129条（配当の原則）

- 1項 省略
- 2項 前条第1項第3号又は第4号に掲げる金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる。
- 3項ないし6項 省略

(10) 131条（配当計算書）

税務署長は、第129条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条2項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から3日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一及び三 省略

(11) 132条（換価代金等の交付期日）

1項 税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2項 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して7日を経過した日としなければならない。ただし、第129条第1項第3号又は第4号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第1号又は第2号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

(12) 141条（質問及び検査）

聴取職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（括弧内省略）を検査することができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

四 滞納者が株主又は出資者である法人

以上

別表 1 - 1 平成16年12期の法人税

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	法人税額	翌期へ繰り越す 欠損金額
確定申告	平成17年3月31日	△ 8,645,602	0	41,162,158
修正申告	平成18年12月8日	78,997,918	23,699,100	0
更正の請求	平成29年1月31日	50,032,228	15,009,600	0
通知処分	平成29年3月29日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分		
審査請求	平成29年4月5日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分の 全部取消		
審査裁決	平成30年2月23日	棄却		

別表 1 - 2 平成17年12月期の法人税

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	法人税額	翌期へ繰り越す 欠損金額
確定申告	平成18年3月31日	108,588,311	32,574,600	0
修正申告	平成18年12月8日	148,463,092	44,537,100	0
更正の請求	平成29年1月31日	△ 114,281,468	0	114,281,468
通知処分	平成29年3月29日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分		
審査請求	平成29年4月5日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分の 全部取消		
審査裁決	平成30年2月23日	棄却		

別表 1 - 3 平成18年12月期の法人税

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	法人税額	翌期へ繰り越す 欠損金額
確定申告	平成19年4月2日	255,827,896	78,895,600	0
更正の請求	平成20年3月28日	△ 109,163,031	0	109,163,031
更正	平成20年5月27日	△ 109,163,031	0	109,163,031
再更正	平成22年11月24日	△ 113,049,465	0	113,049,465
更正の請求	平成29年1月31日	△ 139,000,000	0	248,163,031
通知処分	平成29年3月29日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分		
審査請求	平成29年4月5日	更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分の 全部取消		
審査裁決	平成30年2月23日	棄却		